

## 教育委員会 平成20年度5月定例会会議録

平成20年5月21日（水）鎌倉市役所 402会議室

9：30開会、11：00閉会

出席委員 藤原委員長、仲村委員、梅津委員、宮崎委員、熊代教育長

（会議経過）

**藤原委員長** 定足数に達したので、委員会は成立した。これより5月定例会を開会する。本日の会議録署名委員を仲村委員に願います。

日程に従い、議事を進める。

<日程第1 報告事項>

**藤原委員長** 日程第1 報告事項に入る。

### 1 教育長報告

**熊代教育長** 4月7日から5月6日まで、長期にわたりお休みをいただいた。体調は万全ではないが、気力は充実しているので全力で仕事に取り組みたい。本当に長い間、ありがとうございました。今後ともよろしく願います。

### 2 課長等報告

#### (1) 平成19年度相談状況等の報告について

**教育センター所長代理** 平成19年度教育センター相談室の相談状況について報告する。

19年度の相談室の相談人数・件数だが、新規の相談人数304人で、この数は、前年度に扱った人数45人が含まれている。延べ相談人数は、703人、延べ相談件数は2,102件である。新規相談対象者の内訳だが、小学生136人で約45%、中学生108人で約36%、高校生29人で約10%である。新規相談手段については、電話によるものが247人で約81%、面接相談につながったものが46人で約15%、新規相談内容は、不登校・登校しぶりが71人で約23%、いじめが37人で約12%、家族関係・養育が35人で約11%、発達障害に関することが25人で約8%などだった。相談経路の内訳だが、本人あるいは本人と保護者によるものが696件で約33%、保護者等が860件で約41%、学校関係が398件で約19%などである。不登校・登校しぶりに関する相談等状況だが、相談室受付での不登校・登校しぶりの児童生徒数は、小学生27人、中学生41人、高校生3人の計71人であった。

以下、教育支援教室通室状況、街頭キャンペーンの状況などについては、記載のとおりであった。

(2) 「心のふれあい相談員」活動報告について

**教育センター所長代理** 平成19年度の「心のふれあい相談員」の活動報告書の集計がまとまったので報告する。

昨年度の全活動件数は1,207件で、各校1日当たりの活動件数は約4件であった。その内容は、一番多いのは、児童との関係づくりの遊び相手が35%、学習支援や個別支援等の教育支援が20%で、教師の相談は12%、児童の相談は11%であった。ふれあい相談員の活動における相談効果や成果等については、学期ごとに主なものをまとめているが、多くの成果が各学校から報告された。また、要望・課題等については、各学期、各学校共通し、一番多かったのが、相談回数の増加であった。平成20年度は相談員一人当たり、66時間増加することができた。今後とも、この事業の更なる充実を図っていきたいと考えている。

ここまでの報告事項に対する質問・意見

(平成19年度相談状況等の報告について)

**仲村委員** 相談利用状況は前年度に比べてどうか。増えているのか、減っているのか、大事なことだと思う。

**教育センター所長代理** 新規の相談人数は、平成17年度は275件、18年度は274件で、ほとんど変わっていない。19年度が304人で大きく増えている。

延べ相談件数では、17年度が1,023件、18年度が1,502件、500件増えている。19年度が2,102件で、約500件増えている。年度ごとに相談の人数は増えており、継続以外の新規は18年度、19年度とも約80%で、年度の変化はない。17年度からの継続が多いが、4月になると新規としてカウントされているだけで、継続相談の数は増えていると言える。

**仲村委員** 前年度からの引き続き継続の45名は、4月にリセットすると。でも本当は新規ではないわけなので、それは変な気がする。

**教育センター所長代理** 要するに継続新規ということである。

**仲村委員** 4月から新年度で、継続した人も新規とする。そういう数え方でいいのか。純粹に、初めて来たという人を知りたい。

**藤原委員長** 去年も同様の指摘があり、新規対象者のうち純粋新規は前年度の表にはなかった。47人は継続で、純粋な新規は17人である。

**仲村委員** 例えば4月は新規47人、純粋な新規は17人だから、30名を引き継いでいる。それを合計すると47になる。

**宮崎委員** 45人は、4月、5月、6月、7月、10月、12月を合計して45人となる。

**仲村委員** 例えば、銀行のもうけで前年度比何%減益になったとか、増益になったとか、記録としてはお持ちなのだろうから、対前年度でどうなったかを知りたい。

**教育センター所長代理** 19年度の304人の新規対象者のうち純粋新規児が259人、85.2%を占めている。前年度からの取り扱い児が47人、14.8%。18年度は、純粋新規児が82.8%、前年度からの対象者が17%になる。

わかりにくいようだったら新たに表をつくり直ささせていただきたい。

**仲村委員** もう一つは、例えば不登校で、相談へ来るとか、通室していればいいが、全くどこにも引っかかっていなくて来ていない、そういう実態はおわかりか。

**教育センター所長補佐** 文科省の問題行動調査での不登校の人数について、18年度の数でお話をさせていただくと、日数的に180日以上欠席のある生徒は、鎌倉市内で18年度は24人で、その中で相談室が対応をしている生徒が14人。残りの10名の生徒は、学校またはスクールカウンセラー、養護教諭の訪問とか、あとは関連機関での対応となっている。その中で、保護者自体が、来ていない状況について了承している親もいたり、または違う学校関係であるホームスクールに行っている子どもも若干名いる。

**藤原委員長** 昨年と一昨年、文科省から出た不登校の実態調査表で、鎌倉市独自の調べた調査の結果は、今年分はないのか。

**教育センター所長補佐** 教育指導課でまとめている最中で、19年度版については時期が来れば報告できる。

**仲村委員** 鎌倉の小・中学校で、いわゆる不登校と言われている人は何人いて、その中でどこにもつながない不登校生は、どのくらいいるのか。

**教育指導課長** 19年度は、文科省調査を受けて集計をしているところで、もうしばらくしたら報告ができると思う。今ある数値は18年度のもので、小学校が34名、中学校が102名という数字が挙がっている。

**仲村委員** その中で「ひだまり」だとか、訪問相談員とかスクールカウンセラー、サポートが非常に充実しているが、そういうのに全然引っかからない不登校生がどのくらいの割合

いるのか。要するに、ただ学校へ来ていなくて、何しているかさっぱりわからない、把握していない不登校生はどのくらいいるのか。

**教育センター所長補佐** 昨年度、ほとんど学校へ来ない180日以上欠席については、先ほど申し上げた24名である。その中で相談室がかかわっていたのが14名で、相談室以外の対応になっている生徒が10名という統計になっている。ただ、その10名も、学校のスクールカウンセラーとか生徒指導担当、養護教員等が家庭訪問等をしているケースもある。

平成17年度は、不登校生徒は108名で、180日以上不登校生徒は22名。それについても半分程度は相談室で対応をしている。18年度は、「ひだまり」の通室生は公立の中学校で10名、約半数は「ひだまり」で対応した。例年で言うと、ほとんど来ていない子についての半数が相談室で対応して、20%~30%を学校で対応している。

**仲村委員** そうやっているいろいろやって、その後、どうなったのか。学校へ帰る、あるいは転校してそこでうまくいっているのであれば、それが本当の成果だろうと思うが、その成果がわかる方法はないか。

**教育センター所長補佐** 「ひだまり」の卒業生は、卒業してからも「ひだまり」を訪問したり、学校との連携は若干あるので、その辺の情報は「ひだまり」の方で仕入れている。17年度は15名、18年度は10名、19年度が3名の「ひだまり」の卒業生がいるが、9割以上、97、98%が高校へ進学して、元気に通っているという結果が出ている。

**仲村委員** 小学校・中学校で不登校した人はサポート校とか定時制の高校へ行っていると思うが、長い人生を見ると決して平坦な道を歩めない。小さいときにちゃんとしておかないと一生涯、尾を引っ張る。教育委員会は義務教育の小・中学校だけ何とかやって追いつく、あとは知らんぞというのが基本的なスタンスだと思うが、日本の国とか子どもの生涯を考えると不登校は単純なものではない。一生を引きずる問題を抱えているというのが、そういう世界ばかり見てきた私の感想である。どうすればいいのかは簡単に答えは出ないが、いろいろやっていただいているのは本当にすばらしい。ただ、その後どうなっているのか、高校で元気になってやっていますというのは、信じられないというのが実感である。

**宮崎委員** 1点目は、ホームスクールの制度について伺いたい。

**教育センター所長補佐** これは正式な名称ではない。文科省の統計上にもホームスクールというのはない。いわゆる親が自分の家庭の中で子どもの面倒を見るという状況を指している。

**宮崎委員** かなり広範にホームスクールという言い方はされているのか。

**教育センター所長補佐** 正式な会議で話題になったという記憶はない。保護者自身が、私も

不登校だったので先生そんな心配しなくても大丈夫というケースも出ている。学校では何とか学校の方へという対応をしているが、親が困り感を持たないというケースも学校から情報として挙がっている。

**宮崎委員** 担当者としては、このことをどう受け止めているのか。そのへんを伺いたい。アメリカでは、ホームスクールと呼んでいいかわからないが、実態として、そういう状況が相当増えていると聞く。これから鎌倉市では、ホームスクールの扱いをどう考えて、どう取り組んでいくのか。保護者の間には、これでいいという方もいるようだが、そんなことも合わせてお考えをお聞かせ願いたい。

**教育センター所長補佐** その辺について相談室での協議とか、統一的な見解は出ていないが、事実として各学校でも対応には苦慮している。子どもの就学は親の義務であり、就学義務を怠っていればネグレクトとして児童相談所関係との連携も必要になってくる。ただ、きちんとした食生活、規則正しい生活はさせている中で、就学についての困り感がないというところが、児童相談所でも対応しづらい現状がある。事例としては多くないが、少しずつ出ており、個々に対応している。

**仲村委員** アメリカでは、子どもに義務教育を受けさせないのはネグレクトで、親がしょつ引かれる。ドイツも不登校があるかという点、義務教育を受けさせないと警察が介入する。その点、日本は甘い。要するに義務教育を受けさせないのは親のネグレクトだという考え方がある。

**宮崎委員** 今、仲村委員のお話は、私も情報としては知らなかった。州によって違うのかと思うが、その辺の少し詳しい実態がわかったら教えていただきたい。私の理解では、アメリカでは州にもよりけりだろうが、教育制度として社会全体の理解がさまざまな多様化を許すという流れがあって、ホームスクールを許している、それが増えているということを読んだ記憶が多い。よく調べていただいて、いずれかの機会にご報告いただければありがたい。

もう1点伺いたいには、ホームスクールという呼び方がまだ定着していないということなので、文部省等の統計もないかもしれないが、正式な統計でなくてもいいので、全国的にホームスクールで過ごしている子どもたちが何人ぐらいいるのか、つかんでいるか。

**教育センター所長補佐** 具体的な統計上の数字はないので、わからない。ただ、不確実な情報だが、文科省で、家で勉強をしていて、ある程度学校とのつながりがある場合については出席扱いをする、しないというのを検討するという事は聞いた。

**宮崎委員** 仲村委員からもご指摘があったが、この統計から結果がどうなったか知りたい。統計上難しければ、文章化でもいい。この懸案については次年度以降、そういった工夫をされるとよいのではないか。

教育相談の仕事は、とても大事だと思う。勉学についての悩み、家庭での親子関係の悩

み、不登校の悩み、それからひきこもりになるという社会的な問題に発展していく可能性も大きい。麻薬とか、その他の不良行為につながっていくケースもあり得る。したがって、そういう意味で、とても大事な仕事だろうと思う。社会状況の変化を受けて、どのようにより厳しく対応していくのか、その体制について常に検討していく必要がある。

そこで、すぐ思い出すのは夜回り先生の水谷先生で、あの方が偉いのは、24時間電話を受け付ける。子どもたち一人一人の立場に立った極めて献身的な行為が胸を打つわけである。行政のシステムとしてはとても無理だろうと思うが、そういった精神で中身の濃い相談体制をどうつくっていくか。これはとても大切で、その認識がスタート台だと思う。

教育相談室は何人で対応しているのか。相談を受ける時間はどうなっているか。土曜・日曜も対応しないと子どもたちの立場に立った相談体制をつくったと言えないと思うが、どうか。

**教育センター所長補佐** 現在、教育相談指導員6名で対応している。ただ、月の勤務が8日、12日なので、6名毎日いるのではなくて、1日当たり2人～3人の配置になっている。「ひだまり」では、県費負担教職員専任教員が1名、そのほかに相談員が4名。非常勤については週2日～3日で、専任教員を含めて2人、3人、4人というシステムをとっている。相談時間は9時から5時、土日・祝日は休み。今後、土日・祝日をどうするか、検討はしていない。

**教育総務部次長** 土曜・日曜の両方の相談体制を早急に確立するのは難しいが、土曜日だけとか、日曜日だけという当たりで今後検討させていただきたい。

**仲村委員** もう一つ。極端に言えば、中学校を一日も出席していなくても、卒業証書をもらうと卒業する。それは校長の裁量でやっているのか。基礎学力が全然身につけていないのに卒業証書を渡して、出ていけど。その子どもは一体どうなるのか。高校・大学だと所定の単位が取得していなければ留年になる。中学では何も関係なく卒業させてしまう、その見解についてお聞きしたい。

**教育指導課長** 今後の進路を考えていく中で、保護者を含めて学校、校長が判断している。「ひだまり」のケースでも報告したが、次の環境あるいは学習の場を見つけて、そこに進学という形をとる子どももいる。学習の機会は、「ひだまり」であつても支援しているし、担任も、学習の提示や不登校の子どもたちを定期的に訪問して行っている。義務教育の修了、そして進学・進路を考えたときに、学校長の判断として、やはり卒業が最も本人にとっていいという判断をしたときには卒業を認定するということで、単位等の数字的なものではなく、個々に判断をしている。

**仲村委員** 学校に来られない、「ひだまり」にも通室できない。基礎学力がないと、高校へ行っても授業はちんぷんかんでは、なおさら行く気がしない。確かに高校に行かなくても能力がある子は、大検で大学へ入ることもできるが、小・中で勉強が身につけていなければ伸びようにも伸びようがない。自宅で、パソコンで勉強するというも行われてきつ

つあるので、それは考慮に値すると思う。日本では留年はないのか。

**教育センター所長補佐** 卒業は校長の認定になっており、保護者、子どもの意向を尊重して卒業とすることが多いが、原級留置という希望が出るケースもある。実際に原級留置というケースについては2例、私の二十何年間の教師生活である。

**仲村委員** ヨーロッパでは、学校へ行かないで勉強しないのだから留年は当たり前。周りもそれを変な目で見ない、ごく当たり前を受け入れていると聞いたことがある。留年でとどめておけば、いつかちゃんと学校へ来て、単位をとって帰るという保証もないが、年限が来たから、証書だけあげるよと言って放り投げるのがいいのかどうか。留年も念頭に置いた方がいいと私は思う。勉強しないのだからしょうがないと、ドライにいけないのかなという気もする。

**教育総務部次長** 例えば小学校で、ひょっとしたら来年は学校に行けるかもしれない、同じ学年の子どもたちと一緒にいたいという思いが強い場合には、次の学年に進級するケースが多い。中学校でも同様でのケースが多い。原級留置という方法はあるが、多くの保護者が、同じ年代のお子さんたちと同じように先の進路を考えていきたいという思いが強い。その場合には、校長の判断で卒業という方向をとっている。

あと、何年も中学校を在籍できるわけではなくて、除籍になることもある。そうすると卒業できなくなってしまうので、そうならないようにするというのも一つある。卒業させて、次の進路を一緒に考えていこうということで取り組んでいるのが現状である。そのあたり、委員からご意見があれば、またお話をお伺いしていきたい。

**仲村委員** ちなみに除籍は何年でなるのか。

**教育総務部次長** 調べて、後ほどご回答させていただきたい。

**藤原委員長** 現状は、不登校の生徒が増える傾向にあるので、先ほど仲村委員がおっしゃったように追跡調査をして、その体験談を聞いたりしながら、将来子どもたちがどうなっていったか逆にたどってみると、中学・小学校でどういう対応が必要だったのかという対処、指導方法が分かる可能性がある。卒業していった子どもをそのままにしておくのではなく、今後の小・中学校の教育に生かすための調査をぜひ進めていただきたい。

**宮崎委員** 今のお話を聞いていて、一緒に進級していくことの大切さ、保護者のそういった願い、仲村委員が指摘されたように、基礎的な学力がついてなければ将来にわたって大きな禍根を残してしまうということも想像できるし、事実であろう。その両方をうまく両立させる道を探らなければならない。であれば、補習をどうするかということが現実的な対策としてあり得るのではないか。学力が遅れている子どもに対してもそうかもしれないが、それを広くとらえて、補習の体制をどうするかという視点でお考えになったらどうか。

**藤原委員長** 2～3点申し上げたい。この表の2番、新規相談対象者数というところで、未就学、小学生、中学生とあるが、ここに括弧をして純粋な新規の人数を入れれば、もう少し把握できるのではないか。

それから、先程の指摘にもあったように、前年度、前々年度の例えばグラフを作って、その動向を見ていくのもわかりやすいと思う。年度だけではなくて、推移を見ていきたい。

もう一つは、(4)の相談内容のところ、児童虐待は管轄が違うということで数字が入ってないが、やはり子どもを取り巻く環境を考えると、この虐待も是非括弧でよいので、実態がどうなっているのか、数字を入れていただきたい。

**教育センター所長補佐** 児童虐待はゼロで、平成17年度に虐待関係についての相談はこども相談課の取り扱いになっている。

**藤原委員長** そうではなくて、子どもの実態を教育委員会でも把握する必要があると思う。こども相談課の数字をここに入れれば、もっとわかりやすくなると思う。いかがか。

**教育センター所長補佐** 次から入れたい。

**藤原委員長** もう一点は、新規相談内容の発達障害25名ということで、これから小学校に入学する子どもを持つご両親は相当な心配を持っていると思う。そういう就学前の受け入れ体制はどうなっているのか。

**教育指導課長** 発達障害の子どもたちの困っている状況、悩んでいる状況は、やはり就学前から受け入れをしっかりとっていくということで、発達支援システムということで福祉関係の部と教育委員会と一緒に、事前に相談を受け、子どもたちの様子を見て、情報も共有している。現在、特別支援教育ということで、発達障害だけでなく、いろいろな配慮を要する子どもたちに対応するために、教育相談コーディネーターというのを教員に位置づけ、校内委員会で全体を見ていくという制度に19年度から本格的に取り組んでいる。療育、就学・未就学の子どもの情報、就学時点での情報をつなぐという形で、現在、市全体で取り組んでいる。

**仲村委員** 文科省で、そういう支援システムをつくれと。鎌倉の学校は、システムとして構築されているのか。

**教育指導課長** 平成17年度、本市がモデル指定を受けて取り組みを始めて、19年度からは全国で取り組んでいる。

**宮崎委員** この統計表の有職者・無職者のことで、ご質問したい。この統計は以前から、この欄を設けているのか。これは高校生以上のカテゴリーだと思うが、その意味合いをご説明していただきたい。



**教育センター所長補佐** 有職者・無職者の統計については、以前から欄を設けている。基本的に高校生までの相談だが、この有職者・無職者については中学校から継続で相談室がかかわっているケースがある。30歳ぐらいの方で昔、相談室にかかわっていたということでフィードバックしているというケースもある。

**仲村委員** 年齢が20歳代の後半とか30歳代。

**教育センター所長補佐** 30歳代の方もいる。

**仲村委員** それで無職という人もいる。

**教育センター所長補佐** はい。

**宮崎委員** 教育委員会がなすべき教育という点での年齢的なターゲット、これをどう考えるかという基本的な問題がある。これは市長部局との調整が必要なテーマだろうと思う。その辺の整理をよくよく詰めていく必要がある。

これはとても意味があることで、ストレートに教育委員会の仕事ではないといっても、中学校から相談をした子どもたちがずっと成長していく過程で、有職者・無職者というカテゴリー分けをしてさまざまな相談を受け、その統計をとっているということは、教育委員会が継続してやる仕事だと理解できる。しかし、より効果をあらしめるためには、市長部局と縦割りになっても仕方がないし、空白が生じても仕方がない。中身の濃い大切な仕事だから市長部局との交通整理をしながらやっていただきたい。

**熊代教育長** 不登校一つとってみても、いろいろなやり方があるが、今日は特に細かい点までのご意見、提言がなされたと思う。

せんじ詰めていくと、文科省でこれまで決めてきた制度の中で行われているものが非常に多い。最初は予算がつくが、3年、5年、10年経つと、いつの間にか削られて、県とか市町村段階におりてくると、にっちもさっちもいかない状況になっている。国で次々に制度をつくって、今の支援システムも18年度につくっているが、その前から放課後プログラムをつくれとか、幼稚園教育のプログラムをつくれとか、そうした流れがある。学校現場が多忙を極めているというのは、子どもたちの行く末をどうしたらいいかということをつくっていると思うが、制度が多すぎるので、そのあたりを改善していかないと、いつまでたってもこの悪循環はなくなる。

都市あるいは全国の教育長会の中でも、文科省の担当者には、できるだけ絞ってください、前ののができていないのに、またこれをつくれと言われて大変なんだと言うけれども、国もいろいろ事情があると見えて、なかなかそれがうまくかみ合っていない。もっと制度的なものをつくられるのではないかという心配をしている。つくったはいいが、それがやがてうやむやのうちに終わっていくという状況が本当にたくさんある。

卒業の認定の問題もあるし、国でやるのであれば細かいところまでやってもらわないと、下で決めるというのは難しい。そういった意味で、学校も忙しい。教育委員会もそれに輪

をかけて忙しい。1人にかかってくる仕事の量が非常に多いという状況は、一番上の国のせいだと思う。

私としては、これから県や国に対して、十分下のことも考えてやってほしいという意見をどこかで述べていきたいと考えている。これからますます学校教育の現場や教育委員会は忙しくなると思うが、要は子どもたちに対してどういう教育ができるのか、どういうことをすれば子どもたちが幸せになれるのか、そちらの地固めをしていかなければいけない。しかし予算があるからできるかというのと、そうでもない。これ以上の制度をつくらなくても済むような知恵をお互いに出していかなければいけない、そんな感じがしている。

この相談利用状況だけでもこれだけの意見があって、教育の中身というのは、これからますます間口が広く、奥が深くなっていく。そういう危機感を持って、これからの教育行政、あるいは学校教育の中身を充実していかなければいけない。それに向けて、できるだけ学校現場が落ちついて、ゆとりを持って仕事ができるように、教育委員会としても、限られた人数ではあるが、知恵を出してがんばっていきたい。今日は貴重な意見がたくさん出たことに感謝したい。

(「心のふれあい相談員」活動報告について)

**宮崎委員** 人的な体制はどうなっているか。

**教育センター所長補佐** 小学校16校で8名体制、中学校は県費、国からの予算でついで、スクールカウンセラーは9校9名という形で配置されている。

**熊代教育長** 中学のスクールカウンセラーも、どこまで国が本気になってやっているかわからない。途中で予算が削られていく心配があって、おそらく県とか市町村独自でやりなさいという方向に行くのではないか。こういう人がいると現場は助かるが、やるのならばと続けてもらいたい。これだけの人数では到底足りない。それを市町村がかぶっている。国は、いい知恵を出せばたくさん金が出てくる感じがする。そういう意味で、これが市町村においてきた段階で、我々自身の予算ではなくて、もっと上の予算がついていくといいと思う。もっと人数がふえないと、これから学校は大変だろう。

**藤原委員長** 中学校でのスクールカウンセラーの役割はとても大きくて、小学校の保護者も利用している。心のふれあい相談員は、報告を見ると本当に成果を挙げている。その中で、先生方の相談が多いことに驚いた。この制度をぜひ2校に1名の配置ではなく、もう少し日にちも増やしてほしいなど、いろいろ改善点があるが、可能な限りこういう制度を拡充していただけたらと思うが、今後いかがか。

**教育センター所長補佐** お金をどんどんつけていただければ、ぜひ拡充していきたい。本当は16名、毎日という形が一番いいと思っている。

仲村委員 資格は必要ないのか。

教育センター所長補佐 この趣旨にご理解していただくという要項になっていて、2校の校長先生からの推薦をいただいて決めているが、退職された先生方、PTA関係を地域でやられた方、昨年度は大学生がいて、内訳でいくと、8名中5名が退職された先生、2名がPTAのOBの方、1名が大学生という人員配置だった。

(報告事項は了承された。)

(2) 行事予定 (平成20年5月10日～平成20年6月9日)

(議案集記載のとおり報告)

行事予定報告に対する質問・意見 な し

(行事予定報告はそれぞれ了承された。)

<日程第2 議案4号>

鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

藤原委員長 日程第2 議案第4号「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

学務課課長代理 この規則改正は、学校教育法の改正に伴い、学校に主幹教諭を置くことができる(第37条第2項・第49条)こととされたことから、平成18年度から神奈川県が独自に配置している職である総括教諭との関係を整理する必要性が生じたために、管理運営に関する規則を一部改正しようとするものである。

それでは、「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表」をご覧ください。学校教育法第37条第9項に「主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる」、19項に「校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる」とされており、これは総括教諭の職務とほぼ同様のものであり、学校教育法でいうところの主幹教諭の職務は、総括教諭が包括して行っていることから、第20条の条文を記載のように整理する。また、学校教育法施行規則第44条等で、主幹教諭が主任等の職務を行う場合には、主任等を置かないことができるとされていることから、第20条の2を削除する。なお、この規則の一部改正は公布の日から施行する。

質問・意見

なし

(議案第4号は、原案のとおり可決された。)

<日程第3 議案第5号>

平成21年度使用教科用図書採択方針について

**藤原委員長** 日程第3 議案第5号「平成21年度使用教科用図書採択方針について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

**教育指導課長** 平成20年度に行う平成21年度に本市で使用する教科用図書の採択に当たり、その方針を定め、採択までの事務手続等を滞りなく進めていこうとするものであり、基本的な考えは平成20年度のものと同じである。平成21年度においては、中学校使用教科用図書は今年度と同一のものを使用することになり、小学校使用教科用図書については4年に1度の採択となっており、平成21年度使用教科用図書の採択を行うことになる。また、特別支援学級使用教科用図書については毎年度、採択を行うことから、「採択の手続き」については、小学校使用教科用図書と特別支援学級使用教科用図書についての方針内容となっている。

質問・意見

**宮崎委員** 端的に書いてあるので、よくわかる採択方針と思う。

23ページの2の(1)(2)、記述のとおり、21年度の小学校の教科書は平成16年度に決定したものを使う。中学校用の教科書は、17年度に採択をしたので、20年度はその決定が生きている。そういったことをベースに、今後の手続がどうなるのか。

24ページの大きな3番に採択の日程が書いてあって、3の(2)アに、5月に設置校長会は教科用図書の調査研究を指示する。イ、5月から6月にかけて、設置校長会は教科用図書を調査研究することを定めるとあるが、前段で確認したとおりの結論を調査研究するのか。

もう一点は、調査委員を置かないとあるが、検討委員会は設置すると記述されている。そこら辺の全体像をご説明いただきたい。

**教育指導課長** 24ページの採択日程、5月・6月等の記載は、特別支援学級、(以前は障害児学級と言っていたが)で使う教科書の採択日程で、一人一人の子ども障害に合った教科書ということで毎年度、同じ形をとっている。設置校というのは、障害児学級、現在特別支援学級が設置されている学校、その校長会の関係のところ調査研究をしていたことを記載している。

小・中学校で使用する教科用図書の今年度の採択の流れは、先程ご説明させていただいたように、本年度は4年に一度の小学校の採択年度で、委員の皆様には平成16年度に採択にかかわっていただいた。中学校は平成17年度に行った。中学校は来年度が4年目だが、法的にも特別な事情のない限り、同一のものを継続して使用するという規定に従い、今年度も本市では中学校においては同一のものという方針でいきたい。ただ、小学校は4年に一度の採択の年度になるので、今年度は小学校の教科用図書についての採択の業務が入ってくる。ただし、新学習指導要領がこの3月に出了された関係から、小学校の教科用図書は今作成中である。来年度検定、その次に採択という予定を組んでいる。今年度は16年度から新たに検定を経た教科書がない。したがって、16年度と同じ採択ということで、同じものを使用するので調査委員は置かず、ただ、採択年度ということで検討委員会は設置して、報告をするという形をとらせていただきたい。そのような旨を示した方針である。

**宮崎委員** 24ページの大きな3番、8月に結論を出すと記載されているが、8月の定例会で行うと考えればよいか。検討委員会による検討結果の報告を受けて、その場で採択することになるのか。

**教育指導課長** その予定で進めさせていただきたい。

(議案第5号は、原案のとおり可決された。)

<日程第4 議案第6号>

鎌倉市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

**藤原委員長** 日程第4 議案第6号「鎌倉市スポーツ振興審議会の委嘱について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

**スポーツ課長** 本件は、鎌倉市スポーツ振興審議会委員の任期満了にともない、鎌倉市スポーツ振興審議会条例第5条及び第6条の規定に基づき、新たに委員10名を委嘱しようとするものである。当審議会は、教育委員会の諮問に応じてスポーツの振興にかかる事項について調査、審議をしていただく機関である。このたび委嘱を予定しております委員は、お手元に配付した委嘱予定者名簿のとおりである。委員10名の内訳については、再任6名、新任4名で、任期は平成20年6月15日から平成22年6月14日までの2年間となっている。

質問・意見 な し

(議案第6号は、原案のとおり可決された。)

< 日程第 5 議案第 7 号 >

鎌倉市図書館協議会委員の解任及び任命について

**藤原委員長** 日程第 3 議案第 7 号「鎌倉市図書館協議会委員の解任及び任命について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

**中央図書館長** 鎌倉市図書館協議会委員は、図書館法及び鎌倉市図書館協議会設置条例に基づいて、5名の委員が任命されている。このたび、図書館法第15条の規定のうち、「学校教育の関係者」委員について、鎌倉市立小学校長会より、委員交替に伴い、掛川泰男委員に代わり、新たに兵藤嘉子氏を後任委員にしたい旨の推薦があったので、図書館協議会委員の解任及び任命を行おうとするものである。なお、新たな委員の任期については、鎌倉市図書館協議会設置条例第3条により、当該議案の議決をいただいた後、前任者の残任期間である平成20年12月14日までの期間となる。

質問・意見

**宮崎委員** 選任の理由は何か。

**中央図書館長** 退任の理由だが、学校教育関係者の委員として任命する委員は、校長会での国語部会の役員になるという規定がある。掛川委員については、算数部会に交代になったということで、残任期間を新たな兵藤嘉子氏が国語部会の委員になることでの推薦の変更があった。

(議案第7号は、原案のとおり可決された。)

< 日程第 6 議案第 8 号 >

鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について

**藤原委員長** 日程第 6 議案第 8 号「鎌倉市文化財専門委員会委員について」を上程する。  
議案の説明をお願いします。

**文化財課長** 鎌倉市文化財専門委員会委員については、鎌倉市文化財保護条例第6条の規定により、定数10名、任期2年と定められ、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっている。現委員の任期は、平成20年5月31日をもって満了となる。この度、新しく委嘱を予定している委員の方々は、別紙委嘱予定者名簿のとおり鈴木良明氏ほか9名であり、10名すべてが再任である。

任期は平成20年6月1日から平成22年5月31日までの2年間となる。

質問・意見

なし

(議案第8号は、原案のとおり可決された。)

**藤原委員長** 本日の日程は、すべて終了した。5月定例会を閉会する。